

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国

証 拠 説 明 書 (1)

2018年(平成30年)3月30日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 升 味 佐江子



同 古 本 晴 英



同 秋 山 淳



同 井 桁 大 介



同 高 橋 涼 子



同 三 宅 千 晶



号証	標目(原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立証趣旨(証拠説明)
甲1	行政文書 開示請求 書	写し	2016 年(平成2 8年)5月 15日	原告	原告が、処分庁に対し、請求する行政文書の名称を「行政機関個人情報保護法10条2項1号、2号、11号に該当するとして個人情報ファイルの作成義務の例外とされている個人情報ファイルの数、個人情報ファイルの名称、含まれる個人情報の概要

号証	標目(原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立証趣旨(証拠説明)
					のわかるもの」として情報公開請求したこと。
甲2	行政文書 開示決定 通知書	原本	2016 年(平成2 8年)7月 15日	処分庁(警察 庁長官)	<p>処分庁が、平成28年7月15日付で、保有個人情報管理簿を開示する決定をしたこと。</p> <p>処分庁が同日付で、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第1号、第2号に係る保有個人情報管理簿の各記載欄を不開示としたこと。</p> <p>処分庁が、保有個人情報管理簿の各記載欄を不開示とした理由が、「不開示とした部分には、治安情勢や犯罪情勢等を反映して作成される個人情報ファイルの名称、記録対象、収集方法等の国の安全や犯罪の捜査に関する情報及び当該情報を活用して行われる警察活動と密接に関連した情報が含まれており、公にすることによりこれら警察活動の実態が明らかとなり、犯罪行為を企画する者が対抗措置等を講じることを容易にする等、国の安全が害されるおそれ又は犯罪捜査に支障を及ぼすおそれが認められることから、法第5条第3号又は同条第4号に該当するため不開示とした。」こと。</p>
甲3	部分開示 文書(抜 粋)	写し		警察庁	<p>本件請求文書がいずれも、①名称、②利用に供される事務をつかさどる係の名称、③利用の目的、④記録される項目、⑤本人として記録される個人の範囲、⑥記録される個人情報の収集方法、⑦記録される個人情報の経常的提供先、⑧保有開始の年月日、⑨保存場所及び⑩備考の各項目から構成されていること。</p> <p>処分庁が、各項目の記載内容を一律に不開示として原告に開示した122件の部分開示文書のうちの1件の状況。他の121件も、甲3と同様に、上記各項目欄のみ開示され、各項目の記載内容はすべて不開示とされた。</p>

号証	標目(原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立証趣旨(証拠説明)
甲4	裁決書	原本	2017年(平成29年)10月2日	処分庁(警察庁長官)	審査請求人(原告)が平成28年10月6日に提起した処分庁による開示決定に係る審査請求について、処分庁が、平成29年10月2日付で「本件審査請求を棄却する」との裁決をしたこと。